

鹿屋市クーリングシェルター指定要綱

(目的)

第1条 この要綱は、気候変動適応法（平成30年法律第50号）に基づき、熱中症による健康被害の発生を防止するための指定暑熱避難施設（以下「クーリングシェルター」という。）の指定に関して、必要な事項を定めるものとする。

(指定の基準)

第2条 クーリングシェルターは、次の各号の全てを満たすものを指定するものとする。

- (1) 定期的にメンテナンスされており、施設の実情及び規模に応じた適切な機能を有した冷房設備があること。
- (2) 熱中症特別警戒情報の発表期間中、あらかじめ公表する開放可能日及び時間帯において、市民等に一般開放できること。
- (3) 受け入れ可能人数について、同時に適切に滞在できる空間が確保されていること。

(指定する施設)

第3条 指定する施設は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 公共施設 前条の基準を満たすもの
- (2) 民間施設 前条の基準を満たし、市と協定を締結することができるもの

(申込方法)

第4条 前条第2号の指定を受けようとする施設管理者は、鹿屋市指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）指定申込書（別記第1号様式）に必要事項を記入の上、市へ提出するものとする。

(指定の期間等)

第5条 クーリングシェルターとして指定する期間は、指定の日から指定の属する年度の3月31日までとする。この場合において、指定を受けた施設管理者から事前の申し出がない限り、同一の条件で翌年度以降も毎年度指定を更新するものとする。

(指定の解除)

第6条 第3条による指定を受けたものが、第2条の基準を満たさなくなった場合、又は施設管理者から指定の解除の申し出があった場合は、市長は指定を解除する

ものとする。

- 2 指定する施設に変更が生じた場合、又は前項の指定の解除を行う場合は、鹿屋市指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）指定変更・解除届出書（別記第2号様式）を市に提出するものとする。

（公表）

第7条 第3条の指定を受けた施設は、市ホームページその他の方法により公表するものとする。

（開設期間）

第8条 クーリングシェルターとして施設を開設する期間は、熱中症警戒アラート運用期間に準ずるものとする。ただし、予防的措置として熱中症警戒情報発表時以外においても、市民等へ開放するよう努めるものとする。

（経費の負担等）

第9条 クーリングシェルターの開設に伴う経費の負担等については、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) クーリングシェルターとして施設を開設する場合の冷房設備の電気代等の必要な経費は、施設管理者の負担とする。
- (2) 施設の利用者が、第3条の指定を受けた施設に損害を与えた場合であっても市はその責を負わないものとする。

（施設管理者の遵守事項）

第10条 クーリングシェルターとして指定された施設においては、次の各号に定める事項を遵守すること。

- (1) 気温に応じて適切な冷房機器を稼働させること。
- (2) 環境省が発表する熱中症特別警戒情報を収集及び把握すること。
- (3) 熱中症特別警戒情報が発表されたときは、当該施設の開館時間に応じて、クーリングシェルターとして一般に開放すること。
- (4) 施設の入口に市が提供するポスター等を設置し、クーリングシェルターであることを周知すること。
- (5) 受入れ可能人数に応じて、休憩できる椅子等を配置すること。
- (6) 熱中症予防のため、利用者が持ち込む飲料水等による水分補給を可能とすること。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年6月16日から施行する。

別記

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

鹿屋市長 様

鹿屋市指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）指定申込書

クーリングシェルターとして指定を受けたいので、鹿屋市クーリングシェルター指定要綱第4条の規定により申し込みます。

施設情報	
施設・店舗等名称	
施設・店舗等住所	〒
電話	
開放する曜日	
開放する時間帯	
定休日	
クーリングシェルター指定部分の概要	※図面等での提出も可
開放により受け入れることが可能であると見込まれる人数	人
備考	

※施設情報は市ホームページで公表されます。

担当者情報			
担当部署名称			
担当部署住所	〒		
担当者氏名			
担当者連絡先	電話		E-mail
施設等の概要			

第2号様式（第6条関係）

年 月 日

鹿屋市長 様

鹿屋市指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）指定変更・解除届出書

クーリングシェルターとして変更・解除したいので、鹿屋市クーリングシェルター指定要綱第6条の規定により申し込みます。

【届出区分：変更・解除】

変更する項目のみ記入してください

施設情報				
	変更前		変更後	
施設・店舗等名称				
施設・店舗等住所	〒		〒	
電話				
開放する曜日				
開放する時間帯				
定休日				
クーリングシェルター指定部分の概要	※図面等での提出も可		※図面等での提出も可	
開放により受け入れることが可能であると見込まれる人数	人		人	
備考				

※施設情報は市ホームページで公表されます。

担当者情報				
担当部署名称				
担当部署住所	〒			
担当者氏名				
担当者連絡先	電話		E-mail	
施設等の概要				

